

第一種フロン類充填回収業者の変更登録申請の手引き

第一種フロン類充填回収業者は、下記の事項に変更が生じた場合には、変更の手続きが必要です。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②事業所の名称及び所在地
- ③その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類
- ④事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類※

※「設備の種類」に係る変更については、例えば、申請時に「CFC用」1台、「HCFC用」1台を所有し、「CFC、HCFC兼用」を1台追加（又は買い替え）した場合は対象となるが、「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台所有し、さらに「CFC、HCFC、HFC兼用」を1台追加（又は買い替え）した場合は、対象とはならない。

変更の手続きに必要な書類は下記のとおりです。

I 必要な書類等

1 第一種フロン類充填回収業者変更届出書[省令様式第2]

2 添付書類

(1) ①に係る変更の場合

○住民票の写しの原本（個人）又は履歴事項全部証明書の原本（法人）

※発行日から3ヶ月以内のもの

○申請者がフロン排出抑制法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面（誓約書）

→要領様式第1（個人用）又は第2（法人用）

(2) ③、④に係る変更の場合

○回収設備を所有していることを証明する書類

・所有している場合

→購入契約書、納品書、販売証明書等の写し等

・その他の場合

→借用契約書の写し等

○回収設備の種類と能力を説明する書類

・取扱説明書、カタログ、仕様書等の写し

II 届け出期間

変更が生じたときから30日以内

(30日を過ぎた場合には、遅延理由書（任意様式）を提出願います。)